

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7 件

国民年金関係 7 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 15 件

国民年金関係 9 件

厚生年金関係 6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年1月から同年3月まで
② 昭和50年7月から54年3月まで

私は、夫が共済組合員であったことから、結婚当初は国民年金に加入していなかったが、実家の母の強い勧めもあって、A市役所で国民年金に加入し、以降、A市に住んでいた申立期間については、納付書が届けば遅れることはあっても必ず国民年金保険料を納付していた。

ところが、A市からB市に転居してずいぶん経った昭和59年7月ごろ、以前住んでいたA市の市役所から、B市の住居に、A市在住時の未納期間についての一括納付の通知が届いた。私はその期間の保険料を納付しており、国民年金手帳に領収書を貼付していたので、B市役所へ領収書を持って説明に行き、B市役所の職員に国民年金手帳と領収書を預けた。その後、B市役所の職員から、A市役所まで説明に行ったが、A市の納付記録と符合しないため、領収書はその場で破棄されたと聞かされた。そのため、同年9月ごろまで、B市役所の職員と何度も話し合ったが、領収書が破棄されたことは仕方がないとしても、A市在住時の領収書が揃っていたことを証明してほしいとの私の提案も認められず、今日までこの状態が続いている。

A市在住時の国民年金保険料は確かに納付していたのでこのままでは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和51年1月から53年3月までについては、申立人は、納付書が届けば遅れることはあっても必ず国民年金保険料を納付していたと

主張しているところ、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者原票の昭和50年度備考欄に、「51.1～53.3 ¥46,500」の記載があり、当該記載内容について、社会保険事務局によれば、昭和51年1月から53年3月までの期間について、過年度納付書が発行された可能性を示唆するものであるとしている。また、申立人がA市在住時に居住していた場所の隣人が、申立人から、夫が共済年金に加入しているも、その妻は国民年金に加入できるとして、国民年金に加入することを勧められたと証言しており、この当時の申立人の納付意識は高いものと推認される。このことから、当該期間について、申立人は国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間①、並びに申立期間②のうち昭和50年7月から同年12月までの期間及び53年4月から54年3月までの期間については、A市の被保険者名簿においても未納期間と記録されている上、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年1月から44年3月まで
② 昭和48年10月から同年12月まで

私は、学校卒業後、妻の姉が経営している店で働いていました。昭和38年1月、私が20歳になると、姉は私の国民年金の加入手続を行い、それ以降、国民年金保険料を納付してくれた。39年4月に結婚してからは、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付していた。しかし、妻には納付記録があるのに私だけ記録が無く、家内は「自分の保険料を納付して、主人の保険料を納付しないことは絶対に無い。」と言っている。納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立期間の前後において、申立人には住所、仕事の変更等、生活状況の大きな変化が認められない上、当該期間は3か月と短期間であり、社会保険庁の記録によれば、申立人は、昭和44年4月以降は、当該期間を除き、国民年金保険料の未納期間は無く、当該期間のみ未納となっていることは不自然である。

一方、申立期間①については、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、当該期間については、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年3月に払い出されていることが確認できる上、申立人が所持している国民年金手帳によると、同年3月26日に昭和45年度の国民年金保険料が一括で納付されていることが

確認できることから、申立人はこのころに加入手続を行い、保険料の納付を開始するとともに、当時、市の取扱いによれば、この時点から最大限さかのぼって納付書を発行していたとしている44年4月から45年3月までの国民年金保険料をさかのぼって納付したものと推認でき、申立期間①は、この時点では時効により納付できなかったものと思われる。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳は、昭和45年ごろから使用が開始された国防色の国民年金手帳であり、申立人及びその妻は、この色以外の国民年金手帳を所持した記憶が無いとしていることから、上記の国民年金手帳記号番号の払出し以前に国民年金の加入手続を行い、別の同手帳記号番号が払い出されたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年2月の国民年金保険料については、納付していたもの認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年2月

私は、平成9年1月に会社を退職し、自営を始めたのをきっかけに国民年金に加入した。当時は思うように収入が無く、国民年金の保険料も納付することができなかった。しかし、払える時には払おうといつも思っており、過去の分をさかのぼってでも、納付してきた。いつも妻が、私の分も一緒に納付していたので、妻が納付済みになっているこの1か月について、私だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、退職後の平成9年2月以降における夫婦二人分の国民年金の諸手続及び国民年金保険料の納付を、妻がすべて一緒に行っていたと主張している。この主張については、社会保険庁のオンライン記録により、申立期間の1か月を除き、納付済期間や免除期間などが夫婦同一である上、納付済期間については夫婦の保険料の納付日がほぼ同一であることが確認できることから、信ぴょう性が高いことがうかがえる。

また、社会保険庁の納付記録によると、申立人は、平成9年2月以降の国民年金加入期間において、申立期間の他に未納期間はあるものの、免除申請後に追納している期間がみられること、及び時効直前に過年度納付を行っている期間がみられることから、なんとか納付を継続しようとする意志がうかがえる。

さらに、申立人の妻については、申立期間の国民年金保険料が納付済みとなっており、申立期間については、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた申立人の妻が、自身の分と一緒に申立人の国民年金保険料を納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年6月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年6月から53年3月まで

昭和52年6月に倒産した勤務先の債務整理などが終わったころ、当時既に国民年金に加入して保険料を納付していた妻が、市役所で私の国民年金の加入手続を行った。妻は、加入手続の際に国民年金手帳を受け取り、当初は国民年金保険料を納付書で納付し、後には口座振替により、夫婦二人分を一緒に納付していた。

妻は完納となっているのに、私だけ未納期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年9月19日に払い出されていることが確認でき、この時点において、申立期間の国民年金保険料を過年度納付することが制度上可能である。また、市では、当時、窓口で過年度納付書を配備していたとしていることから、申立期間の保険料を過年度納付することは可能であった。

また、申立人は、申立期間(10か月)を除く国民年金加入期間のすべて(265か月)について国民年金保険料が納付済みである上、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、昭和36年4月から60歳となる平成11年6月までの期間のすべてが納付済みとなっていることから、妻の納付意識が高いことがうかがえる。

これらのことから、納付意識が高い申立人の妻が、申立人の国民年金の加入手続を行った際に、申立期間に係る申立人の国民年金保険料を過年度納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 10 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料（付加保険料を含む。）については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月から 59 年 3 月まで

私は、老後の生活をより安定させるため、自ら昭和 47 年 12 月に国民年金に任意加入し、61 年 4 月に第 3 号被保険者となるまで、国民年金保険料を欠かさず納付していた。その間、付加保険料も含めて納付した時期もあり、申立期間については、付加保険料を含めて市役所支所の窓口にて、納付書に現金を添えて保険料を納付していた。

私は、自発的に加入した国民年金の資格を喪失した覚えは全く無い上、当時、専業主婦だったので保険料を納付するための時間はあり、経済的にも負担になるようなことはなかったもので、わずか 6 か月のみ国民年金の資格を喪失していることは考えられない。よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫に係る昭和 58 年分及び 59 年分の源泉徴収票の社会保険料控除（申告による控除分）欄に国民年金保険料の支払額がそれぞれ記載されており、その額は申立人の 58 年 1 月から 59 年 12 月までの国民年金保険料（付加保険料を含む。）を納付した場合の国民年金保険料の額とほぼ一致する。

また、申立期間は 6 か月と短期間である上、申立人は昭和 47 年 12 月 11 日に任意加入し、60 歳までの国民年金被保険者期間すべての国民年金保険料を納付済みであり、保険料の納付意識が高いことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料（付加保険料を含む。）を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から53年3月まで

私は、昭和45年に会社を立ち上げ、それ以来、私の妻が、夫婦二人分の国民年金保険料を市役所の窓口で一緒に納付している。申立期間については、妻の年金記録が納付済みとされているのに、私の年金記録は未納とされていることに納得できない。妻は、「私の保険料を払って、夫の分を払わないということは絶対に無い。欠かさずに払っている。」と言っている。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年2月に国民年金保険料の納付を開始して以降、申立期間を除き、60歳に到達するまでの国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高いとみられる。

また、申立人は、申立人の妻が自分の分と一緒に申立人の国民年金保険料を納付したとしているところ、社会保険庁のオンライン記録により、申立期間について、申立人の妻は納付済みとなっていることが確認できる。

さらに、申立期間の前後において、申立人には住所、仕事の変更等、生活状況の大きな変化は認められない上、申立期間は12か月と比較的短期間であり、当該期間のみが未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月及び同年5月

私は、平成3年3月31日付けでA社を退職した。退職前の説明会で、次に就職するまでの期間については、必ず国民年金への加入手続をして、空白期間が生じないようにするよう説明を受けたので、直ちに（同年4月10日までに）、当時住んでいたB市の市役所に行き、年金課で2か月分の保険料を納付した。昔のことなので、領収書は現在保管していないが、納付したことを鮮明に記憶している。

しかし、今回、国民年金保険料の納付状況を確認したところ、納付記録が無いとの回答があった。納付記録が正しく訂正されるよう切望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した動機について、A社を退職するに当たり、次に就職するまでの期間については、国民年金に加入するように説明を受けたためであると主張しているところ、同社によると、当時、退職者には、個別に国民年金についての説明も行っていたとしており、申立人の主張と一致する。

また、申立人は、平成3年4月初旬、B市役所において、国民年金の加入手続を行った際の庁舎や国民年金担当課の配置等について、具体的かつ詳細に証言しているところ、同市役所によると、申立期間当時の庁舎、国民年金担当課の配置等は、申立人の証言と正確に一致するとしている上、当該課は、その後の5年に新庁舎に移転していることから、少なくともそれ以前の記憶であると推認することができ、申立人の証言の信^び憑性は高いとみられる。

さらに、申立人は、妻と一緒にB市役所へ行き、自身の国民年金の加入手続と同時に夫婦二人分の国民年金保険料を納付したとしているところ、社会保険

庁のオンライン記録及びB市の年金納付記録によると、申立人の妻については申立期間の保険料が現年度で納付済みであることが確認でき、申立人についても保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年2月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月から50年3月まで

昭和46年ごろのことだと思うが、父母が自宅に来ていた集金人から父母自身の国民年金保険料をまとめて納付したらどうかと勧められたので一括納付したことを覚えている。それからしばらくして、また集金人が来て、私の保険料もまとめて納付してはどうかと勧めてきたので、46年か47年ごろに、父母が、私の未納分の保険料もさかのぼって納付してくれたことを聞いた。

私が58歳になった平成14年に社会保険庁から年金加入記録が送られてきて、20歳になった昭和39年2月から50年3月までの期間が未納とされていることが分かった。父母がさかのぼって納付したはずなのに未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年か47年ごろに両親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を20歳までさかのぼって納付してくれたとしているが、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は50年4月10日に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、これより以前に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料の納付方法等、申立期間当時の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から45年3月まで

私は、昭和44年3月ごろ、夫から「夫婦二人分の国民年金の加入手続と、42年4月から45年3月までの3年間の国民年金保険料の納付を顧客に依頼した。」と聞いた。3年分の領収書を見た覚えはある。

しばらく経って国民年金手帳が送られてきたので、その後は私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。

昨年、社会保険事務所に納付記録を照会をしたところ、昭和44年3月ごろに一括納付したはずの3年間の保険料が夫婦共に未納とされていた。

納得できないので、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年3月ごろに申立人の元夫が夫婦二人分の国民年金の加入手続を第三者に依頼したとしているが、社会保険庁の記録によると、申立人及び元夫の国民年金手帳記号番号は47年4月24日に払い出されていることが確認できる上、申立人と元夫は申立期間の前後に住所の変更など生活上の大きな変化は無く、44年3月ごろに市において別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人及び元夫は申立期間に係る自分達の国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付に関与しておらず、現時点では、これらを代行したとする人物を特定して当時の状況を聴取することもできないため、申立期間当時における国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付の状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から45年3月までの期間、48年2月から52年4月までの期間及び54年9月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年12月から45年3月まで
② 昭和48年2月から52年4月まで
③ 昭和54年9月から56年3月まで

私は、20歳の時に、高齢になって収入が無くなると生活が出来なくなると思い、また国民の義務として、国民年金に加入し国民年金保険料と国民健康保険料を納めていた。

領収書は、5年間保管するように言われていたが、震災で年金手帳と共に紛失してしまった。

時期は覚えていないが、市役所の男性職員が、国民年金手帳の「国民年金の記録」の欄に記載する際に、厚生年金保険と国民年金の被保険者期間が繋がっていて、未納が無いことを確認している。

未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和56年4月13日に払い出されていることが確認できる上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立期間のうち申立期間①及び②については、平成6年8月31日に、申立人に係る厚生年金保険の記録と国民年金の記録を整理した際に入力処理を行ったことにより、当該期間が「未

納」期間に訂正されたことが確認できることから、申立期間当時、当該期間は、国民年金の未加入期間であったものと推認でき、国民年金保険料の納付書が発行されていたとは考え難い上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 56 年 4 月の時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立期間③については、上記の国民年金手帳記号番号の払出時点では、申立人はさかのぼって国民年金保険料（過年度保険料）を納めることになるが、申立人には、過年度保険料を一括納付した記憶は無いとしている。

加えて、申立人は、すべての申立期間について、月額 5,000 円未満の国民年金保険料をそれぞれ納付書により納付したと主張しており、申立人がそれぞれの申立期間の国民年金保険料額を明確に記憶しているとは言い難い上、それぞれの申立期間当時の納付形態の一部に申立人の主張と相違がみられ、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から同年8月までの期間及び45年12月から47年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から同年8月まで
② 昭和45年12月から47年1月まで

私は、昭和40年4月ごろ、退職後すぐに市役所で国民年金と国民健康保険に加入した。失業中は、アルバイトで生計を立て保険料を納めていたが、領収書や国民年金手帳は、震災で紛失した。未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和62年11月9日に払い出されていることが確認できることから、この時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立期間①及び②については、昭和62年10月8日に、申立人に係る厚生年金保険の記録と国民年金の記録を整理した際に入力処理を行ったことにより、当該期間が「未納」期間に訂正されたことが確認できることから、申立期間当時、当該期間は、国民年金の未加入期間であったものと推認でき、国民年金保険料の納付書が発行されていたとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間①については、月額2,000円又は3,000円、申立期間②については月額1万円の国民年金保険料をそれぞれ納付書により納付したと主張しているが、当時の国民年金保険料額は、申立人の記憶と相違している上、当時は、納付書による現年度保険料の納付が行えなかったことから

申立人の主張と相違がみられ、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月から50年3月まで

私は、18歳か19歳の時に、近隣の人から国民年金制度のことを聞いた父に連れられて市役所に相談に行き、職員に「20歳になったら、必ず国民年金に加入するように。」と言われた。その後、国民年金の加入に関する通知が来たため、20歳になる昭和48年2月ごろ、再度父と二人で市役所に赴き、私の国民年金の加入手続を行った。保険料は、結婚するまでは、父が金融機関で納付してくれていた。

年金記録問題が起こり、不安を感じた妻と一緒に社会保険事務所で私の年金記録照会を行ったところ、申立期間が未納であることが分かった。父は、私が20歳になった時に間違い無く加入手続を行い、保険料を納付していたと言っていたので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の同手帳記号番号は昭和51年5月ごろに市において払い出されていることが確認できる上、申立人の前後に記載されている任意加入者の資格取得日からみて、申立人は同年2月ごろに加入手続を行ったものと推認できる。

また、申立人が現在所持している国民年金手帳は、昭和51年5月ごろに払い出された手帳記号番号によるものだけであり、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の父親によると、これ以外の国民年金手帳があった記憶は無いとしている。

さらに、申立期間の前後において、申立人の氏名や住所の変更など生活上の

大きな変化は無く、48年2月ごろに市において国民年金の加入手続が行われたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、社会保険庁の記録によると、申立人は、申立期間の直後に当たる昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料を、申立人が現在所持する国民年金手帳が払い出された直後の同年6月3日に一括で過年度納付をしていることが確認できる。このため、申立人が48年2月に国民年金の加入手続を行い、それ以降、申立期間の国民年金保険料を納付し続けていたとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間について国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 1040 (事案 29 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの期間、同年 10 月から 58 年 3 月までの期間及び 59 年 1 月から平成 3 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 57 年 10 月から 58 年 3 月まで
③ 昭和 59 年 1 月から平成 3 年 9 月まで

昭和 54 年 1 月の結婚(同年 4 月入籍)を機に国民年金に加入し、同年 7 月から国民年金保険料を引き続き納付してきたが、57 年 1 月から同年 3 月までの未納保険料については同年 5 月に、同年 10 月から 58 年 3 月までの未納保険料については同年 5 月に、いずれも集金人に過年度納付した記憶がある。

昭和 59 年 1 月から平成 3 年 9 月までの保険料についても、1 か月又は 2 か月ごとに保険料を現金で集金人に納付してきたが未納となっている。93 か月間連続して未納となっているのが事実であれば、この間に 8 回程度は未納の通知が送られてくるはずだが、実際には一度も受け取っていない。

また、昭和 63 年 7 月から平成元年 3 月までの期間が申請免除となっているが、私は、当時、保険料の免除制度があることを知らなかったので、なぜ 9 か月間が申請免除となっているのか理解できない。

当時の資料は、震災ですべて焼失したが、保険料を納付したことは間違いないので、申立期間の保険料について納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、国民年金保険料を納付していたとは認められないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 1 月 17 日付けで総務大臣から社会保険庁長官に対し、年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

申立人は、i) 申立期間①の国民年金保険料については昭和 57 年 5 月ごろ、

申立期間②の保険料については58年5月ごろ、それぞれ集金人に現金で過年度納付した、ii) 申立期間②及び③のうち、申立人の元夫が厚生年金保険に加入していない期間については、申立人とその元夫の二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、市によると、集金人は保険料の過年度納付を取り扱うことができなかったとしている上、申立人の元夫も、申立期間のうち、厚生年金保険に加入していない期間については国民年金保険料を納付していないことが確認できる。

また、申立人は、申立期間③のうち、昭和63年7月から平成元年3月までの期間については、保険料の免除を申請した記憶が無く、当時は申請免除制度があることも知らなかったと主張しているが、市の収滞納一覧表により、申立人の元夫も同一期間について申請免除となっていることが確認できる。

これらのことから、申立人の主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないため、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 1041

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から同年4月までの期間及び41年11月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年1月から同年4月まで
② 昭和41年11月から50年3月まで

私の母親は、常々「年金は大事だから。」と言っており、私の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、私が自宅にいる時に集金人が来れば、自分で納付することもあったが、大半は、母親にお金を預け、母親が集金人に納めていた。母親と一緒に役所に納付に行ったことも覚えている。保険料額は、何百円かで、1,000円未満だったということくらいしか記憶が無く、集金の頻度についても正確に覚えていないが、申立期間の保険料を納めていたことは確かである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年6月2日に払い出されていることが確認できることから、このころに加入手続が行われたものと推認され、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、41年ごろに国民年金の加入手続が行われていたとは考え難い。

また、申立人又は申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を納めたことは確かであるとしているものの、国民年金保険料額や集金の頻度、国民年金手帳についての記憶があいまいである上、当時、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料の大半を納付していたとする申立人の母親は既に亡くなっているため、国民年金の加入状況及び申立期間の保険料の納付状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年6月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月から42年3月まで

私が20歳になった昭和38年6月ごろに、自宅に来た市役所の女性職員から国民年金への加入を勧められた。当時、大学の学生だったが、収入を得ていた私にとって負担になるような金額ではなかったこともあり、加入手続を行い、3か月ごとに集金人さんに保険料を支払っていた。ところが、平成15年、60歳に到達したということで、社会保険庁から「期間が満了しました。」とのハガキが届き、そこには、納付月数が434月、未納月数が46月と記載されていた。社会保険事務所で確認したところ、20歳からの国民年金加入期間が未納であることを知り、調査を依頼したが、「記録が無い。」との回答のみ。私は、確かに、自宅に来た女性に保険料を納付し、収入印紙のようなものを手帳に貼っていたのを記憶している。私の妹も、私が国民年金保険料を払っていたことをよく覚えており、「お姉さんは学生時代から加入していた。」と言ってくれている。

未納期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和42年4月に払い出されており、申立人が所持する国民年金手帳の検認欄を見ると、同年4月から同年12月までの国民年金保険料が一括して同年12月28日に納付されていることが確認できることから、このころに加入手続が行われたものと推認され、この時点では申立期間の一部は時効により納付できない期間となる上、38年6月ごろに加

入手続を行い、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年5月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月から48年3月まで

私は、独身時代に母から国民年金への加入を勧められていたが、当時は聞き流していた。昭和39年5月に結婚し、夫婦で店を開業した当初、店に来た集金人から国民年金の説明を受けた。夫が既に国民年金に加入していたこともあって、私も国民年金に加入し、その集金人に定期的に夫婦二人分の保険料を納付していた。納付の際、集金人が年金手帳に領収印を押していたことを覚えている。

平成11年に年金の支給を申請する際、年金額が少ないと思い照会したところ、保険料の未納期間があることを知った。年金問題がマスコミで報じられるようになり、再度、社会保険事務所に照会したが、やはり未納であると言われ、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年12月に払い出されており、申立人は、同年同月に、申立期間直後の48年4月から50年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認できる。しかし、この時点では、申立期間の国民年金保険料については時効により納付することはできない上、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出され、申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、結婚した昭和39年5月ごろから国民年金に加入し、月額1,000円程度の保険料を集金人に納め始めたとしているが、当時の保険料額は月額100円で申立人の記憶と相違する上、月額1,000円は、国民年金手帳記号番号が払い出された50年12月当時の保険料額(月額1,100円)に近い金額であ

る。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 7 月 1 日から 45 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 42 年 7 月 1 日から 45 年 7 月 1 日までの間、A社で勤務していたが、社会保険庁の記録によると、私がこの期間についての脱退手当金を同年 10 月 12 日に受給していることとされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立人の記載欄に脱退手当金の支給を意味する「脱退」の押印が確認できる上、申立人と同時期に脱退手当金の支給決定が行われた他の退職者二人の記録においても同様に「脱退」の押印が確認できる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の資格喪失日から約3か月後の昭和45年10月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、A社によると、地震により社屋が全焼し、当時の関連資料は現存しておらず、当時の事情を知る従業員についても存在しないとしている上、申立人が記憶する経理担当者に係る厚生年金保険被保険者記録も確認できないことから、申立期間当時の同社における脱退手当金の取扱いについて確認し難い状況にある。

加えて、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる具体的な周辺事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 6 月 1 日から 45 年 11 月 1 日まで
② 昭和 45 年 12 月 10 日から 46 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 42 年 4 月 1 日に A 社に入社し、61 年 3 月まで転勤や出向はあったものの、継続して同社の社員として働いていたと思っていたが、B 市の同社 C 営業所（D 社 E 営業所内）勤務を命ぜられた 44 年 6 月 1 日から本社に転勤した 46 年 2 月 1 日までの期間のうち、45 年 11 月 1 日から同年 12 月 10 日までの 40 日間のみ F 社における厚生年金保険被保険者記録があるほかは記録が欠落している。この間、D 社 E 営業所へ出向し、同社から給与を受けており、同社の現地事務所は F 社内にあった。冬期（10 月から 3 月まで）は営業所は全面閉鎖するため、この間は E 社の仕事を手伝ったことはあるが、F 社への転勤を言われたこともなく、同社において被保険者記録がある理由も分からないため、精査していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

A 社によると、申立人は、昭和 44 年 6 月 1 日から 46 年 2 月 1 日まで、同社本社から D 社 E 営業所に出向していたとしており、D 社 E 営業所長及び A 社の元同僚の証言から、申立人が、申立期間に C 営業所において勤務していたことが認められる。

しかし、A 社は、「出向した場合、出向先から給与が支給されるため、社会保険等は出向先で加入することになっている。」と証言しており、申立人の同社における先輩社員も、「出向した際、出向先が社会保険に加入していなかったため、出向していた期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。」と証言している。

また、D 社 E 営業所長によると、申立期間当時、同社の従業員のうち、年間

を通じて雇用されていた者は申立人のみで、それ以外の従業員は季節的雇用及び学生アルバイトのため社会保険に加入させていなかったとしている上、同所の新規適用日が申立期間より後の昭和51年6月15日であることが確認できる。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人には昭和45年11月にF社における厚生年金保険被保険者記録が確認できるところ、申立人は当該時期に病院に手術のため入院したことがあるとしている上、当時のF社常務取締役が、D社の初代代表取締役を兼ねていたことから、当該常務取締役が当該期間についてのみ資格取得の手続きをとらせたものとみられる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 613

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 8 月 2 日から 43 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 35 年 8 月 2 日から 43 年 9 月末まで、A 社、B 社及び C 社に勤めていた期間について脱退手当金を受給したことになっているが、脱退手当金は受け取っていないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金については、支給期間の一部欠落は無く、支給額に計算上の誤りも無い上、その支給決定日（昭和 43 年 12 月 27 日）は C 社を退職して約 3 か月後であるなど、脱退手当金の支給に関する一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、社会保険事務所が保管する C 社の被保険者名簿において確認できる同社の女性従業員のうち、脱退手当金の支給記録があり、申立人の入社 2 か月前に退職し、脱退手当金を受給した者（一人）は、「請求書を会社から受け取り、自分で手続をした。」と証言している。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 614

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月から 48 年 4 月まで
約 2 年数か月の間、A 社に勤務した。給与から厚生年金保険料が控除されていたので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言から、申立人が申立期間において、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社の元同僚及び元事業主の家族等からは、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない上、同社は既に廃業しており、申立期間における申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない。

また、元同僚の一人は、「私は、5 年間正社員として勤務していたが、ほとんどの期間、国民年金に加入していた。」と証言しており、社会保険庁の記録によれば、当該元同僚の加入記録については、A 社に勤務していたとする期間のうち、昭和 48 年 3 月から同年 5 月までの 3 か月間は厚生年金保険に加入しているが、35 年 11 月から 48 年 2 月までは国民年金に加入していることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管している A 社の厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の氏名は記載されていない上、申立期間当時の同名簿の整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点は見当たらない。

加えて、申立期間における申立人に係る雇用保険の加入記録は確認できず、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月 1 日から 33 年 2 月 1 日まで
② 昭和 34 年 12 月 1 日から 39 年 4 月 1 日まで

昭和 30 年 4 月 1 日から A 社に入社し、39 年 3 月 31 日まで勤務した。ところが、社会保険事務所の記録では、33 年 2 月 1 日から 34 年 11 月 30 日までの 22 か月しか記録が無いのは納得できないので、調査の上、記録を修正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言及び関連資料から、申立人が申立期間において申立てに係る事業所である A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間①について、元同僚は、「勤務当初は、厚生年金保険には加入しておらず、昭和 33 年 2 月 1 日から仕事を始め現場の職員全員が厚生年金保険に加入した。」と証言している上、当時の記録として、59 年 6 月に発行された「甲」に記載されている 36 人の社員の厚生年金保険被保険者資格取得日を、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿により確認したところ、申立人及び申立人が同時期から勤務していたと主張する 3 人を含めた 26 人が、33 年 2 月 1 日以降に資格取得していることが確認できる。

また、上記名簿により、申立てに係る事業所の新規適用年月日である昭和 29 年 4 月 1 日から申立人の資格取得日である 33 年 2 月 1 日までに資格取得した者が 180 人確認できるが、その間の整理番号に欠落は無く、記録に不自然な点は見当たらない。

さらに、申立期間②について、申立人は、昭和 39 年 4 月 1 日まで申立てに係る事業所に勤務していたと主張しているが、当該事業所は 37 年 4 月 1 日に

厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、共済組合が保管する申立人の組合員原票によると、申立人が34年12月1日から61年4月1日までの間、共済組合に加入していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間①及び②について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料(給料明細書、源泉徴収票等)は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 616

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月15日から54年2月28日まで
昭和50年10月15日から54年2月末まで、厚生年金に入っていました。
ただし、A社なのか、B社なのか本人に確かめましたが、高齢のためはっきりと分かりませんでした。しかし、厚生年金には加入していました。
(注) 申立ては、死亡した申立人の長女が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社については、当該事業所が、同社に残る資料により、申立人が昭和51年11月から当該事業所に勤務していた旨の証言をしているものの、雇用保険の記録でも、54年3月2日に資格取得となっており、厚生年金保険の被保険者記録と一致することから、当該事業所は、「申立期間に関して、当時社会保険の手続関係の事務を行っていたのは申立人であり、記録が無いのであれば、手続を忘れたのではないか。」としており、申立期間における申立人の厚生年金保険の加入状況を確認することができない。

また、当時の複数の同僚に照会したところ、申立人がA社において勤務していたことは記憶しているものの、勤務期間及び勤務状況については記憶に無いとしている。

一方、B社については、当時の代表者の名前で、「嘱託を昭和50年10月14日をもって解く」という内容の社内辞令が残っているとしている上、雇用保険の記録でも同日が当該事業所での離職日となっており、厚生年金保険の被保険者記録と一致する。

また、B社の離職に伴い、申立人は雇用保険の給付を受けていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。